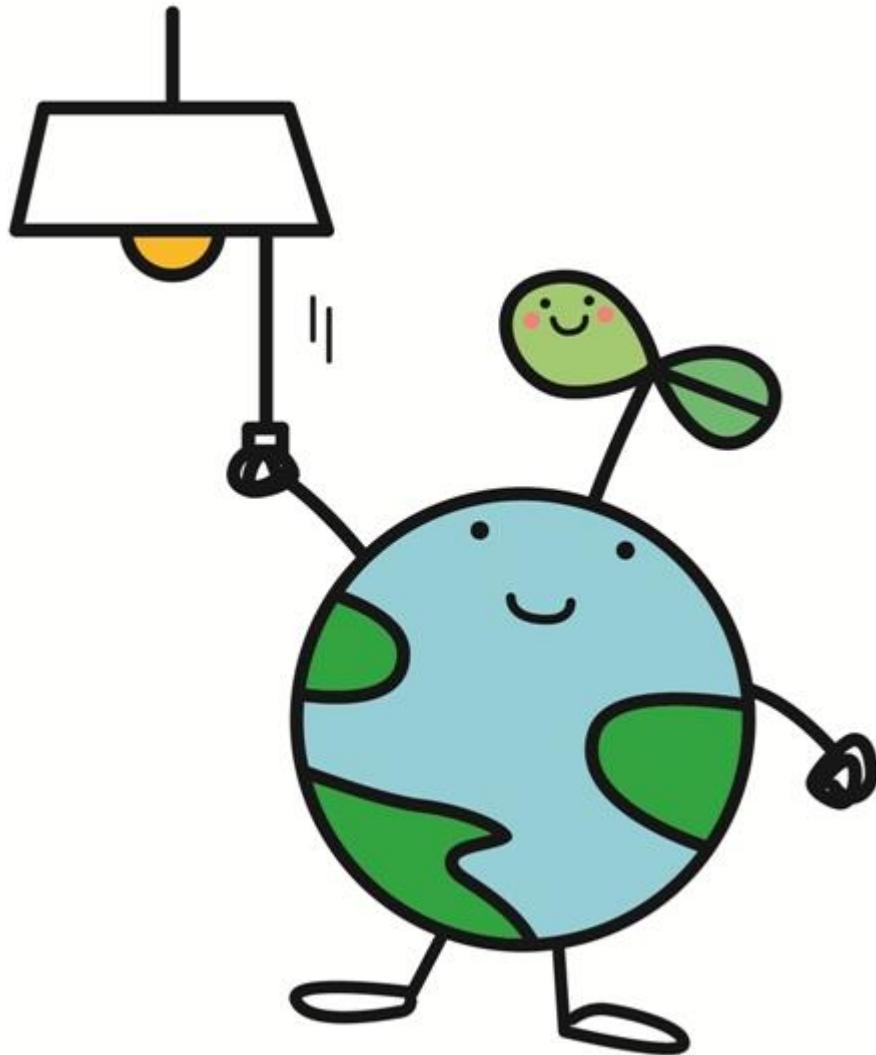


福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金
募集案内（令和3年度）



福島県生活環境部環境共生課
令和3年4月

目次

1	事業の目的	2
2	応募期限等	2
3	事業の対象者	3
4	補助金の交付対象	4
5	補助対象経費	5
6	補助額	5
7	補助事業の期間	6
8	事業の流れ	7
9	応募までのステップ！！（①～⑤）	8
①	まずは！省エネ診断の実施	8
②	計画書の提出	9
③	計画書の審査、事業者の指定	10
④	交付申請	11
⑤	交付決定	12
10	いよいよ事業実施！！（事業の着手から完了まで⑥～⑨）	12
⑥	事業の着手	12
⑦・⑧	事業の執行状況報告	12
⑨	事業の完了報告	12
11	補助金の交付（⑩～⑯）	12
⑩	実績報告	12
⑪～⑬	事業実績の確認及び額の確定	13
⑭～⑯	補助金の支払い	13
12	事業の実施後の留意事項	13
(1)	事業の実施状況報告	13
(2)	財産の管理等	13
(3)	会計帳簿の整備等	13
(4)	改修等に伴う手続き、災害の報告	13
13	その他	14
	福島県環境創造資金の活用	14
14	事業に関する問い合わせ・応募先	14

福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金補助金実施要領（以下「実施要領」という。）を確認してください。

1 事業の目的

福島県内にある、自主的な省エネルギー活動に取り組む中小企業等を支援することを目的としています。

2 応募期限等

【応募期限】

令和3年7月30日（金）17：00まで（必着）

※ 補助金の申込みには、国又は県が派遣（若しくは斡旋）する省エネアドバイザーの診断（以下「省エネ診断」という。）を受ける必要があります。

省エネ設備の更新は、省エネアドバイザーの助言に基づいたものに限られます。

【提出先】

福島県生活環境部環境共生課
(〒960-8670 福島市杉妻町2-16西庁舎8階)

【提出方法】

郵送又は持参

詳しくは次頁を御覧ください。

3 事業の対象者

次の（1）～（3）に該当し、知事が指定した者。

- (1) 県内の中小企業等である事業者のうち、省エネ設備の導入等を行う建物及び設備を所有している者。
- (2) 事業実施年度を含む2年間、福島県環境共生課が実施している「福島議定書」事業に参加するとともに、「みんなでエコチャレンジ」事業に協力する者。
- (3) 県が実施する省エネに関する事業において、事例発表等に協力する者。

【解説】

- 1 「県内の事業者」とは、県内に事業所を置き事業活動を行っている事業者をいいます。
- 2 「中小企業等」とは、下表の基準に該当する法人又は個人をいいます。

業種※1 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は出資の総額※2	常時使用する従業員の数※3
①「製造業」「建設業」「運輸業」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「小売業」	5千万円以下	50人以下
④「その他の業種（①②③を除く）※3	5千万円以下	100人以下

※1 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。

※2 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。

※3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

- 3 「福島議定書」事業とは、事業所・学校等が自ら二酸化炭素排出削減等の目標を定め、知事と「議定書」を取り交わし、省エネ・省資源等に取り組むものです。
排出の削減状況や、工夫を凝らした活動を実践するなど、優秀な取組をした団体を表彰することとしています。
- 4 「みんなでエコチャレンジ」事業とは、家庭部門における二酸化炭素排出削減を促進するため、家庭ができる地球温暖化対策に取り組むものです。
従業員等の家庭での省エネ促進を図るため、本事業に参加するよう、チラシの配付、応募はがきの回収を行い、まとめて福島県環境共生課へ送付ください。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象者にはなれません。
 - (1) 大企業（P3 解説2の基準に該当しない企業をいいます。）又は「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること」、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること」のいずれかに該当する中小企業等（みなし大企業）。
 - (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする中小企業等。
 - (3) 公序良俗に反することを事業目的とする中小企業等。
 - (4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業）

業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする中小企業等。

- (5) 補助金を支給決定する前に倒産（破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始若しくは特別精算開始の申立をいう。）した中小企業等。ただし、再生手続開始の申立（民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立をいう。）又は更正手続開始の申立（会社更生法第17条に規定する更正手続開始の申立をいう。）を行った事業所において事業活動を継続する見込がある中小企業等を除く。
 - (6) 直近2期連続で債務超過となっている中小企業等。
- 6 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与している者は交付対象者にはなれません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等。
 - (2) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

4 補助金の交付対象事業

省エネアドバイザーの助言に基づく省エネ設備の導入・更新を行い、その省エネ効果を従業員等や地域へ発信する事業です。

ただし、以下に掲げるものを除きます。

- (1) 中古品の設置その他これに類するもの。
- (2) 既に設置工事に着手しているもの。
- (3) 国や県、市町村等から補助金を受けているもの。

【解説】

1 省エネ設備とは以下のア～エをいいます。

ただし、ア、イ、ウについては、エネルギー消費効率が、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第78条に基づき定められたエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準に掲げる目標基準値以上であるものとし、この基準の対象とならない機器については、現在使用している設備と比較して年平均1パーセント以上の省エネ性能の向上が確認できるものとする。

また、エについては、エネルギー使用状況を監視・計測し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調や照明設備などの接続機器の制御やデマンドピークを抑制するビル・エネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）とする。

- ア 高効率照明（LED 照明、既存設備の更新に限る。）
- イ 空調設備（既存設備の更新に限る。）
- ウ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫（既存設備の更新に限る。）
- エ BEMS

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、省エネアドバイザーの診断に基づいて実践する次に掲げる経費のうち、必要かつ適当と認められる経費です。

経費

- 省エネ設備の導入を行うために必要な消耗品、備品の購入費
- 省エネ設備の導入や改修を行うために必要な工事請負費
- 省エネ設備の導入に伴い発生する既存設備の撤去費用
- 省エネ設備の導入や改修を行うために知事が必要と認める経費

【解説】

- 1 既存設備の撤去に係る工事費について
更新のための既存設備の撤去に係る費用は対象となります。
撤去を行った場合は処分が完了したことを証する書類（産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し等）を実績報告書に添付する必要があります。
- 2 新築又は増築する場合の取扱いについて
新築又は増築する施設は、補助対象となりません。
この事業は、これまでのエネルギー使用状況と比較し、省エネが推進されたことを普及啓発することが主目的となりますので、これまでの状況と比較することのできない新築・増築については対象となりません。

6 補助額

事業に必要な経費から寄付金その他の収入の額を控除した額（消費税及び地方消費税を除く。）に下表の補助率を乗じた額となります。

対象施設の所在地	補助率	補助金額の上限
県内	1／3以内	800千円 ただしBEMS併設の場合 1,000千円
ただし、県内の地球温暖化対策推進法に定める地方公共団体実行計画（区域施策編）策定市町村等に立地する場合	1／2以内	1,000千円

※ 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

【解説】

- 1 補助率が1／2以内となる市町村について

上記市町村は、地方公共団体実行計画(区域施策編)の改定済みの市町村が該当となります。どの市町村が対象となるかは、令和3年4月中旬頃までに県がとりまとめし、ホームページ等でお知らせします。

2 他の補助金との重複受給について

他の補助金給付を受ける場合には、福島県事業者向け省エネ対策推進事業の補助対象となりません。

3 補助金額について

計画書（交付要綱 様式第1号）提出時に記入した総事業費・補助金申請額の範囲内で補助金額を決定します。

補助金交付申請書（交付要綱 様式第2号）提出時に総事業費が増額する場合であっても補助金額は計画書（交付要綱 様式第1号）申請額までとなりますので御注意ください。

7 補助事業の期間

補助事業の着手（契約又は工事発注）から完了（施工者への精算完了）までを事業期間といいます。原則として、11月末までに完了するよう計画してください。

なお、県から事業者への補助金の精算までは、交付決定の日が属する年度の1月末日までとなります。

また、補助金の交付申請書を9月中旬まで提出いただくことが必須となります。（期間を超える場合には、補助金の対象とならない、又は、交付されない場合があります。）

8 事業の流れ

〔事業実施年度〕

時期	県	事業者（申請者）
4月中旬～		← ① 省エネ診断申込み 省エネ診断実施 省エネ診断結果に基づき設備導入の内容を検討 見積書（2社分）徴取
7月末まで		② 実施計画書の提出 ※添付書類に注意
8月下旬頃	③ 計画書の内容について、補助事業の採択方針及び採択基準に合致するかどうかを審査。 審査結果を事業者へ通知（補助金の内示）	→ ここに補助事業者が決定します。全ての事業者が補助を受けられるとは限りません
9月上旬頃		← ④ 補助金交付申請書の作成、提出
9月中旬頃	⑤ 補助金の交付決定	→
着手後7日以内		← ⑥ 事業の着手、着手届の提出 ※交付決定後に着手
別途指示のあった日	⑦ 執行状況の確認	→ ⑧ 県の求めに応じて事業の執行状況を報告
11月頃まで		← 施工者への支払い ⑨ 事業の完了報告提出
事業の完了から1か月以内		← ⑩ 事業の実績報告提出
実績報告提出後	⑪ 事業実績の確認（書類、現地）	→ ⑫ 検査対応
12月下旬頃	⑬ 補助金の額の確定	→
額の確定後速やかに		← ⑭ 補助金交付請求書の作成、請求
請求書受理から30日以内	⑮ 請求内容の確認、支払い	→

〔事業実施年度を含む（2年間）〕

- ※ 「福島議定書」事業に参加、「みんなでエコチャレジ」事業に協力するとともに事業実施状況（広報活動実施状況）の報告を行うこと。
- ※ 県で開催するセミナー等において、県から依頼があった際は「事例発表」等に協力すること。
また、県の求めに応じて、電気使用量等のデータ提供について協力すること。

9 応募までのステップ！！（①～⑤）

①まずは！省エネ診断の実施

この補助事業で有効としている省エネ診断は、次の3つです。
いずれかに事業者が直接申込みをして、省エネ診断を受けてください。

なお、国または県が実施した省エネ診断を平成31年4月1日以降、すでに受けている場合は、省エネ診断を受けているものと見なします。

事業者が、下記以外の省エネ診断を自ら手配して実施したとしても、これらの省エネ診断を受けていただくことになります。

ア 県が実施する省エネアドバイザー派遣事業（省エネ診断）

「福島議定書事業（事業所版）」に参加することにより、県が無料で派遣する省エネアドバイザー派遣（省エネ診断）を受けることができます（ただし派遣件数には限りがあります）。

令和3年度の「福島議定書事業（事業所版）」の詳細が決まり次第、環境共生課のホームページに掲載します。

実施主体 福島県

連絡先 生活環境部環境共生課

電話：024-521-7813 Fax：024-521-7927

E-mail：ontai@pref.fukushima.lg.jp

イ 福島県省エネルギー相談地域プラットフォームが実施する省エネ診断

資源エネルギー庁が実施する省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業をいいます（県も構成員に含まれています）。

ウ 国が実施する省エネ診断

資源エネルギー庁が実施する中小企業等に対するエネルギー診断事業（省エネ診断等事業）をいいます。

実施主体 一般財団法人省エネルギーセンター

連絡先 一般財団法人省エネルギーセンター東北支部

住所：宮城県仙台市青葉区一番町3-7-1電力ビル本館8階

電話：022-221-1751 Fax：022-221-1752

URL：<https://www.eccj.or.jp/index.html>

いずれの省エネ診断も、申込みから診断結果が出るまで、1ヶ月以上の日程が必要です。余裕を持って申込みするようにしてください。

省エネ診断結果に基づいた設備導入を検討し、計画書の提出に必要な見積書（2社以上）を徴取してください。

②計画書の提出

知事の指定を受けようとする中小企業等は、福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金計画書（交付要綱様式第1号）（以下「計画書」という。）を知事に提出し、補助対象者として知事の指定を受けなければなりません。

知事は、計画書の提出があった場合には、補助事業の採択方針及び採択基準に合致するかどうか審査し、予算の範囲内で補助対象者として指定、通知します。

※ 計画書を提出したとしても全ての事業者が知事の指定を受けられるとは限りません。

ア 提出書類

福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金計画書（交付要綱様式第1号）

添付書類

イ 応募期限

令和3年7月30日（金） 17:00まで（必着）

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送又は持参

オ 提出先

福島県生活環境部環境共生課

（〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎8階）

【添付書類一覧】

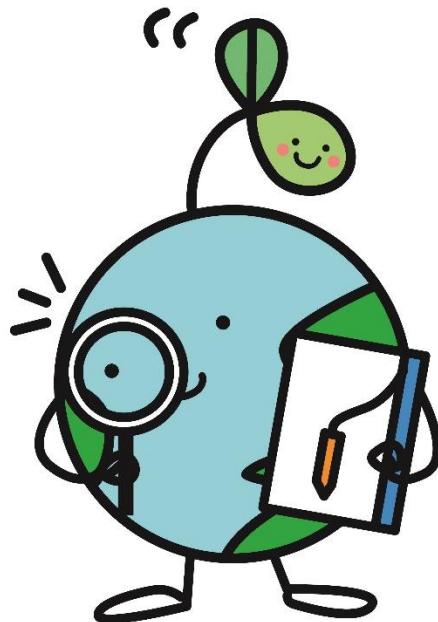
計画書には以下の書類を添え知事へ添付してください。

- (1) 直前3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書等）（法人の場合）
- (2) 定款その他の基本約款の写し及び登記事項証明書（商業登記及び設備を更新する施設の不動産登記）（法人の場合）
- (3) 直近の法人税確定申告書の写し（法人の場合）又は所得税確定申告書の写し（個人の場合）及び県税の納税証明書（未納がない証明書）（個人、法人の場合）
- (4) 住民票の写し及び登記事項証明書（設備を更新する施設の不動産登記）（個人の場合）
- (5) 事業者及び施設の概要資料（パンフレット、付近地図、平面図等）（個人、法人の場合）
- (6) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（個人、法人の場合）（交付要綱様式第1の2号）
- (7) 役員一覧（法人の場合）（交付要綱様式第1の3号）
- (8) 省エネアドバイザー提出の実績報告書（写し）（省エネ設備更新の根拠となるもの）
- (9) 補助対象経費算定根拠となるもの（見積額の比較表、2社以上から徴取した見積書の写し、更新を行う機器のカタログ）
- (10) 省エネ設備更新を行う建物の平面図、設備更新の内容がわかる概略図等
- (11) 省エネ設備更新を行う建物、設備の状況が確認できるカラー写真

(12) 債権者登録申請書、補助金振り込み口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できる部分のみ）

【留意事項】

- 1 福島県環境共生課において受付し、計画書の内容について、補助事業の採択方針及び採択基準に合致するかどうかを審査し、審査結果を事業者へ通知します。
- 2 募集期間最終日の17時までに当課に到着しない場合、申請を受け付けることはできません。
また、募集期間最終日の時点で、申請書等の記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合にも、申請を受け付けられない場合がありますので、余裕を持ってお申し込みください。
- 3 県では、事業者が申込書に記入した総事業費、補助金申請額、省エネアドバイザーの診断結果、普及啓発の内容を勘案し、予算の範囲内で補助金交付対象者を決定します。
補助金交付申請書（交付要綱様式第2号）提出時（9月中旬締切）に総事業費が増加したとしても、計画書（交付要綱様式第1号）に記入した補助金申請額までの交付決定となりますので御注意ください。



福島県の地球環境保全のキャラクター
「エコたん」

③計画書の審査、事業者の指定

県で、計画書の審査を行い、補助事業の採択方針及び採択基準に合致する事業者を指定し、指定の有無（内示）を事業者へ通知します。

補助事業の採択方針及び採択基準は以下のとおりです。

補助事業の採択方針
<ul style="list-style-type: none">省エネ設備の更新を行った効果を従業員、従業員の家族、施設の所在する地域へ普及する効果が高いと認められるもの。
補助事業の採択基準
<p>【事業者に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none">建物、設備の所有者であるもの。補助事業の予算が適切であるもの。補助事業に要する自己資金の調達能力が十分であり、事業を継続して安定的に実施できる見通しがある等経営内容が堅実であるもの。県税等の滞納がないもの。事業実施年度を含む2年間、「福島議定書」事業に参加し、また、従業員等に「みんなでエコチャレンジ」事業への参加を促し応募はがきの回収に努めるもの。本事業により設備の改修等を行ったこと及びその効果について従業員等へ周知するもの。 <p>【施設に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none">福島県内に位置するもの。 <p>【設備に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none">省エネアドバイザーの助言に基づいて省エネ設備の更新を行うもの。次の事項に該当しないもの。 (1) 中古品の設置その他これに類するもの。 (2) 既に設置工事に着手しているもの。

④交付申請

内示のあった補助事業者は、下記により速やかに交付申請書を提出してください。

ア 提出書類

- (1) 福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金交付申請書(交付要綱様式第2号)
- (2) 実施計画書（既に提出してある実施計画書と内容に変更がない場合は省略可）

イ 提出方法

郵送又は持参

ウ 提出先

福島県生活環境部環境共生課（〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16）

【解説】

1 消費税及び地方消費税の減額について

消費税及び地方消費税は補助対象経費としませんので、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して交付申請してください。

2 交付申請は、令和3年9月中旬までとなります。期間を超える場合には、補助金の対象とならない場合があります。

⑤交付決定

県は、④の交付申請に基づき、事業が採択された補助事業者に対し、交付予定額、交付の条件等について記載した交付決定通知書を送付します

10 いよいよ事業実施！！（事業の着手から完了まで⑥～⑨）

⑥事業の着手

事業の着手は、必ず交付決定後に行ってください。

※交付決定時に既に事業に着手している場合は、補助事業の対象外となります。

事業着手を証する書面（発注書、契約書等）の写しを添付し、福島県事業者向け省エネ対策推進事業着手届（実施要領様式1）を提出してください。

☆補助事業の計画変更

補助事業者は、事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかに県に報告し、その指示に従ってください。

事業の変更（中止・廃止等）に際しては、福島県事業者向け省エネ対策推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（交付要綱様式第3号）を提出してください。

⑦・⑧事業の執行状況報告

補助事業者は、県の求めに応じて事業の進捗状況について、福島県事業者向け省エネ対策推進事業実施状況報告書（交付要綱様式第4号）により報告してください。

⑨事業の完了報告

補助事業が完了後、速やかに、福島県事業者向け省エネ対策推進事業完了報告書（交付要綱様式第5号）を提出してください。

11 補助金の交付（⑩～⑯）

⑩実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日までに、福島県事業者向け省エネ対策推進事業実績報告書（交付要綱様式第6号）により、県に報告してください。

ア 提出書類

- a 福島県事業者向け省エネ対策推進事業実績報告書（交付要綱様式第6号）
- b 省エネ設備の更新を行った建物、省エネ設備の概要が確認できるカラー写真
- c 支出が確認できる書類（契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類）
- d 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類（産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し等）
- e 導入した省エネ設備の保証書
- f 提出書類チェックシート（実施要領様式2）

イ 提出方法

郵送又は持参

ウ 提出先

福島県生活環境部環境共生課（〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16）

⑪～⑬事業実績の確認及び額の確定

県は、実績報告書を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

⑭～⑮補助金の支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金交付請求書（交付要綱様式第7号）を県に提出してください。

県は、同請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付します。

12 事業の実施後の留意事項

(1) 事業の実施状況報告

補助金の交付を受けた補助事業者は、事業実施年度を含む2年間、「福島議定書」事業に参加し、「みんなでエコチャレンジ」事業に協力するとともに、県に対し事業実施による省エネ効果についての普及啓発内容を各年度末に報告（実施要領様式3）していただきます。

(2) 財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。

また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

（交付要綱第17条）

(3) 会計帳簿の整備等

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした書類（※）を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

ただし、機械器具の購入に関する書類については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づき、その該当償却期間、整備保管してください。

なお、本補助事業は国庫補助金を活用したものですので、会計検査院の検査対象となります。

※ カタログ、仕様書、見積書、注文書の写し、契約書又は注文請書、納品書、請求書、領収書等支払いを証する書類及び会計帳簿等。

（交付要綱第18条）

(4) 改修等に伴う手続き、災害の報告

当該財産について、移転、更新又は主要機能の変更を伴う改修等をしようとするときは、福島県事業者向け省エネ対策推進事業で取得した設備等の改修（移転、更新等）届（実施要領様式4）により知事に届け出してください。

（実施要領第10）

また、天災その他の災害を受けたときは、福島県事業者向け省エネ対策推進事業で取得した設備等の災害報告書（実施要領様式5）を作成し、知事に提出してください。

（実施要領第11）

13 その他

福島県環境創造資金の活用

本事業は、福島県環境創造資金を併せて活用することができます。

福島県環境創造資金は、中小企業などの皆さんに行う環境保全のための施設等の設置・改善に必要な資金を県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する制度です。

ア 融資の主な条件

- (ア) 融資額 3,000万円以内
- (イ) 利率 年1.3%
- (ウ) 融資期間 7年以内
- (エ) 返済方法 元金均等の年賦又は月賦返済

イ 融資対象事業

照明のLED化等のエネルギーの有効利用施設や高効率空調の導入など

ウ 融資の取扱金融機関

下記に示す金融機関で取扱っています。

株式会社東邦銀行 株式会社常陽銀行 株式会社福島銀行 株式会社大東銀行
福島信用金庫 二本松信用金庫 郡山信用金庫 須賀川信用金庫 白河信用金庫
会津信用金庫 ひまわり信用金庫 あぶくま信用金庫 株式会社商工組合中央金庫
福島県商工信用組合 いわき信用組合 会津商工信用組合 相双五城信用組合

※ 詳細は、上記金融機関若しくは福島県環境共生課までお問い合わせください。

14 事業に関する問い合わせ・応募先

福島県生活環境部環境共生課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話：024-521-7813

FAX：024-521-7927

E-mail : ontai@pref.fukushima.lg.jp

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/saving-energy-enterprise-r2.html>